

生徒心得

校訓を拠に、志をもって広く学び、たくましく生き抜く力と豊かな人間性を培い、公共のために尽くす。
百年を超える伝統に誇りを持ち、自らを高め、人のために生き、愛される存在となる人に成長するために、
「規律ある生活習慣の定着と感動体験の重視による豊かな心の醸成」に努める。
福岡県立筑紫中央高校の生徒である自信と誇りと責任のもとに、次の事項を守り、成長してくれることを願う。

1 共通事項

- (1) 「18歳成年」を踏まえ、社会生活の基盤となる基本的な生活習慣を確立し、規則やマナーを遵守する態度を養うとともに公共の精神を涵養する。
- (2) 生徒が主体となって取り組む生徒会活動や学校行事、部活動のさらなる充実を図り、自己指導能力を高めるとともに自主性、主体性、チャレンジ精神を育む。
- (3) 人間の価値と尊厳性を自覚し、お互いに敬愛の念をもって、他の人の人権を尊重すること。他人を中傷するような行為は厳に慎む。いじめは許されない。
- (4) 「生活規律・身だしなみ・交通安全に関する校則・留意点」(次頁)を遵守する。
飲酒・喫煙・薬物乱用、パチンコ等の賭博行為等、条例や法的に禁止されていること、また風紀上好ましくない場所への出入りについては、特別指導の対象となる。

2 校内生活

- (1) 登校時間・下校時間を守り、時間に余裕を持って行動する。
- (2) 体調不良等の止むを得ない場合を除き、出校する。欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が学校へ連絡する(電話、FAX等)。
- (3) HR、授業、集会等の時間を守り、5分前行動を心がける。
- (4) 公共物を大切にすることをもち、破損や汚損等がないことが望ましい。誤って破損や汚損等が起こった場合は、担任に報告する。
- (5) 所持品には、学年・組・氏名を明記する。また、貴重品はできる限り持参しないようにする。
- (6) 紛失物又は拾得物がある場合は、生徒指導課の担当の先生又は担任に届け出る。

3 校外生活

- (1) 登下校(通学中)は、安全・安心の確保のために、寄り道等をせず、自宅と学校を速やかに移動する。制服で不必要な場所への出入りをしないようにする。
- (2) 深夜(青少年保護育成条例では午後11時から午前4時まで)に外出するときは、保護者の同伴が必要。
- (3) 校外でのスポーツクラブ・演奏などの活動に、参加・活動する場合は、家庭の責任の下に行うものとするが、事前に学校(担任・顧問)に連絡する(許可が必要な場合もある)。
- (4) アルバイトは、原則禁止している(無断アルバイトは特別指導の対象となる)。

4 届出申請項目(保護者連署の上、担任に提出)

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引
- (2) 感染症による出席停止の場合
インフルエンザ、風疹、流行性結膜炎等の法定伝染病と医師が確認した場合、「出席停止願」を提出する。その際、医証(本校ホームページよりダウンロード可)または診断書を必ず添付する。
- (3) 休学 病気の場合は、医師の診断書を添付する。
- (4) 退学、転籍その他生徒の身分上の異動。
- (5) 転居、保証人変更等。
- (6) 忌引き ~ 参考 忌引き日数
1 親等(父母など) 7日、
2 親等(祖父母、兄弟姉妹など) 3日
3 親等(伯叔父母など) 1日

生活規律・身だしなみ・交通安全に関する校則・留意点

項目	内 容	規 定 ・ 留 意 点									
生活 一般	登校 下校 時間	1 登校時間は、原則として7時からとする。 2 下校時間は下記の通りとする。 <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">延長願提出の場合</td> </tr> <tr> <td>夏期（2月中旬～11月中旬）</td> <td style="text-align: center;">19:30</td> <td style="text-align: center;">20:00</td> </tr> <tr> <td>冬期（11月中旬～2月中旬）</td> <td style="text-align: center;">19:00</td> <td style="text-align: center;">19:30</td> </tr> </table> </div> ※夏期・冬期の変わり目は、レビューテスト④前の部活動中止日及びレビューテスト⑤の終了日とする。 3 登校時間前、下校時間以降の校舎内への立ち入りは禁止する。		一般	延長願提出の場合	夏期（2月中旬～11月中旬）	19:30	20:00	冬期（11月中旬～2月中旬）	19:00	19:30
		一般	延長願提出の場合								
	夏期（2月中旬～11月中旬）	19:30	20:00								
	冬期（11月中旬～2月中旬）	19:00	19:30								
	外 出	1 登校後は、放課まで無断で校内から出てはならない。 ※必要があつて外出する場合は、生徒手帳の「届出欄」に担任から許可を受けること。									
	室内娯楽	1 トランプ等の勉強の妨げになるようなものの持ち込みを禁止する。									
	酒類・タバコ ・薬物等	1 飲酒・喫煙・薬物乱用は特別指導の対象とする。 (同席や酒類・タバコ・薬物・ライター所持も同様の対象とする)									
	携帯電話 (携帯機能付 端末及び ICT 機器)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> [校内] 1 使用禁止。 2 違反した場合 1 回目…厳重注意 (学年指導) 2 回目…保護者同伴のもと学年指導 3 回目…生徒指導課による特別指導 3 レビューテスト時 教室内への持ち込み及び使用禁止 (不正行為の対象となる場合あり) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> [校外] 1 歩行中及び自転車走行中の使用は禁止 (ながらスマホは道路交通法違反) 2 不適切な動画・写真の投稿、誹謗中傷の書き込みは厳禁。特別指導の対象。 3 家庭では適切な使用ルール作り 4 フィルタリングの徹底 (3、4は保護者との協力) </td> </tr> </table>	[校内] 1 使用禁止。 2 違反した場合 1 回目…厳重注意 (学年指導) 2 回目…保護者同伴のもと学年指導 3 回目…生徒指導課による特別指導 3 レビューテスト時 教室内への持ち込み及び使用禁止 (不正行為の対象となる場合あり)	[校外] 1 歩行中及び自転車走行中の使用は禁止 (ながらスマホは道路交通法違反) 2 不適切な動画・写真の投稿、誹謗中傷の書き込みは厳禁。特別指導の対象。 3 家庭では適切な使用ルール作り 4 フィルタリングの徹底 (3、4は保護者との協力)							
	[校内] 1 使用禁止。 2 違反した場合 1 回目…厳重注意 (学年指導) 2 回目…保護者同伴のもと学年指導 3 回目…生徒指導課による特別指導 3 レビューテスト時 教室内への持ち込み及び使用禁止 (不正行為の対象となる場合あり)	[校外] 1 歩行中及び自転車走行中の使用は禁止 (ながらスマホは道路交通法違反) 2 不適切な動画・写真の投稿、誹謗中傷の書き込みは厳禁。特別指導の対象。 3 家庭では適切な使用ルール作り 4 フィルタリングの徹底 (3、4は保護者との協力)									
	物品販売	1 校内における物品販売・バザー券・会員権等の売買や募金等は禁止する。									
娯楽場	1 パチンコ店等条例および風紀上問題のある場所への出入りは禁止する。										
旅行・ キャンプ	1 旅行・キャンプ・登山等は事前に担任に申し出て、指導を受ける (所定用紙)。 2 家庭学習期間中は認めない。										
アルバイト	1 原則として禁止する。家庭的にやむを得ない事情がある場合は、担任に申し出る。 2 インターネットを介したアルバイトは一切禁止とする。 3 無断でのアルバイトは特別指導の対象とする。										
校外 活動	1 次の場合は禁止する。 (1) 入場券売買、その他金銭の授受がある場合。 (2) 風紀上好ましくない場所で行われる場合。 (3) 学業成績が著しく悪い者の場合。										
冬 服	男 子	1 本校指定の制服を正しく着用する (制服の無断加工は禁止する)。 ブレザー (エンブレム付、紺色)、長袖カッターシャツ (イニシャル付)、ネクタイ スラックス (グレー) 2 ネクタイ・ベルトは、必ず着用する。									
	女 子	1 本校指定の制服を正しく着用する (制服の無断加工は禁止する)。 ブレザー (エンブレム付、紺色)、長袖ブラウス、ベスト、リボン (ネクタイ) スカート (紺・緑・赤のチェック) または スラックス 2 リボン (スラックスの場合はネクタイ・ベルト) は、必ず着用する。 3 スカートの丈は膝の下部に合わせる。									
合 服	男女 共通	1 冬服のブレザーを脱いだ状態を言う。									
夏 服	男 子	1 本校指定の半袖シャツ、夏用スラックスを着用する。 2 半袖シャツはスラックスの中に入れる。 3 ベルトは皮革又は合成皮革で黒色のものを基準とする。 4 半袖シャツの下には、白無地の下着を着用する (ワンポイントは可)。 5 指定服の無断加工はしてはならない。 6 ネクタイの着用については、各自の判断とする。									
	女 子	1 本校指定の半袖ブラウス、夏用スカート または スラックス・ベルトを着用する。 2 ブラウスの下には、白・黒・紺・グレー・ベージュ色の下着を着用する (柄物は不可)。 3 スカートの丈は膝の下部に合わせる。 4 指定服の無断加工はしてはならない。 5 リボンの着用については、各自の判断とする。									
以上、学校指定の制服については着用期間を設けない。式典時の着装については学校で指定するものを着用すること。											
防寒着	アウター	1 色・柄の規定はなし 2 登下校時のみ着用する (校舎内では着用しない)。									

防寒着	セーター カーディガン ベスト	1 白・黒・紺・グレーを基調としたもの。 2 ネクタイ・リボンの結び目が見えるように着用する。 3 プレザーの下に着用する。（セーターやカーディガン・ベストのみでの行動は禁止。） 4 袖や裾から出ないもの。
	防寒具	1 登下校時のみ着用する（校舎内では着用しない）。 2 安全性が確保できる着用の仕方をする。（マフラーの長さ等）
	膝掛け	1 授業中の教室及び、渡り廊下等での自主学習時の使用を認める。 2 移動中に羽織るなどの使用の仕方は認めない。
着用期間は短くない		
頭 髪	男女共通	<p>【最低基準】</p> <p>1 前髪・横髪：日常的に目にかからないようにする。目にかかる場合は切るかピンで留める。 2 後ろ髪：肩のラインより長いものは結髪する。</p> <p>【禁止事項】</p> <p>1 加工、パーマ（見間違えるようなカール）、染色、脱色、編み込み、ライン等は禁止する。 2 整髪料の使用は禁止する。 ※くせ毛、赤毛、白髪などが気になる場合は、担任に相談すること。保護者と担任及び生徒指導課で理由等を確認し、配慮することがある。</p>
その他 ・ 装飾 関係	男女共通	<p>1 登下校は、必ず制服を着用する（但し、休業日の部活動については、練習着・ジャージ等を許可する）。</p> <p>2 化粧、アイプチ、口紅（色つきリップクリーム等）、マニキュア等は禁止する。</p> <p>3 アクセサリー類（指輪、ブローチ、ネックレス、イヤリング、ピアス、ミサンガ、ストーンブレスレット、磁気ネックレス等）の着用は禁止する。</p> <p>4 眼鏡やコンタクトレンズの使用において、色のついたレンズ・サングラス・カラーコンタクト等は禁止する。</p>
履 物	通学靴	1 通学・学校教育に支障がないものにする。 ※ハイヒール、サンダル、スリッパ等は禁止する。
	上 履	1 本校指定のものとする（学年色のもをを購入する）。
靴 下	男女共通	1 色は白・黒・紺・グレーの無地とする（ワンポイント・部分的なラインは可）。
カバン	男女共通	<p>1 本校指定のバッグを持参する。それ以外のスポーツバッグ等のみでの登下校は禁止する。</p> <p>2 指定バッグには持ち主が特定できるように、キーホルダー等（1個）を付けることを認める。キーホルダー等は拳程度の大きさとする。</p> <p>3 バッグの改造を禁止する。</p>
交通 関係	免許取得	<p>1 免許取得は禁止とする。</p> <p>2 普通自動車免許取得が、就職内定先から緊急に必要と認められるものについては、面接の上、自動車学校への入校を認める場合もある。</p> <p>3 無許可で免許を取得した場合は、特別指導の対象とする。また、許可後も自動車学校通学の時点で問題が生じた場合は直ちに中止させる。</p>
	自転車通学	<p>1 道路交通法を遵守すること。特に、以下の事項については、絶対にしないこと (1) 安全運転の遵守 (2) 二人乗りの禁止 (3) 傘差し走行の禁止 (4) 無灯火運転の禁止 (5) 並列走行の禁止 (6) 携帯電話の使用禁止 (7) 速度違反の禁止 (8) 整備点検の徹底 (9) 音楽再生機器（プレーヤー・イヤフォン）などの使用禁止 ※長い傘を車輪等に突き刺しての運転も禁止とする。駐輪場から校舎への道のりで傘が必要な場合は折りたたみ傘を使用すること。</p> <p>2 自転車通学許可願を提出後、自転車通学者指導に参加し、登録ステッカーを自転車に必ず貼付すること。</p> <p>3 レインコートは、事故防止のため白色レインコートの着用が望ましい。</p> <p>4 本校は、福岡県高等学校PTA連合会による賠償責任保険に加入しているが、不十分な場合は任意保険に加入すること。</p>
	徒歩通学	<p>1 登下校時は、道路に広がって通行することは絶対にしないこと。</p> <p>2 歩きながら携帯電話・スマートフォンを使用は、危険防止のためしないこと。</p> <p>3 歩きながら教科書等を読むことも、危険防止のためしないこと。</p> <p>4 歩きながら音楽再生機器（プレーヤー・イヤフォン）などの使用も、危険防止のためしないこと。</p> <p>5 交差点は必ず横断歩道を通ること。</p> <p>6 通学規定を遵守し、通学路をきちんと守ること。</p> <p>7 下大利駅から学校までの通学路は、下記矢印の順路を通行すること（地域の方に迷惑をかけるため）。 ※西側出入口のみの利用とする（東側出入口は登下校ともに、危険防止のため厳禁とする）。</p> <p>8 下記斜線の民家内の通路は危険なので通行しないこと。</p> <p>9 店舗（コンビニエンスストア・銀行・飲食店等）駐車場や、マンション敷地内を横切って通行しないこと。</p> <p>10 車での送迎の際は、正門前・西門前等の道路では乗り降りしないこと。</p>

通学規定

1 自転車通学者が遵守すべき交通法規

- (1) 安全運転の遵守
 - (2) 二人乗りの禁止
 - (3) 傘差し走行の禁止※
 - (4) 無灯火運転の禁止
 - (5) 並列走行の禁止
 - (6) 携帯電話の使用禁止
 - (7) 速度違反の禁止
 - (8) 整備点検の徹底
 - (9) 音楽再生機器（プレーヤー・イヤホン）などの使用禁止
- ※長い傘を車輪等に突き刺しての運転も禁止とする。
駐輪場から校舎への道のりで傘が必要な場合は折りたたみ傘を使用すること。

2 自転車通学者が守るべき注意事項

- (1) JR大野城駅北地下道は下車通行する。
- (2) 駐輪場は必ず指定された場所を使用すること。
- (3) 本校の敷地内では下車通行すること。
- (4) 各種保険及び防犯登録に無加入の自転車での通学は禁止する。

3 徒歩通学者の通学規定

- (1) 登下校時は、道路に広がって通行することは絶対にしないこと。
- (2) 歩きながら携帯電話・スマートフォンの使用は、危険防止のためしないこと。
- (3) 歩きながら教科書等を読むことも、危険防止のためしないこと。
- (4) 歩きながら音楽再生機器（プレーヤー・イヤホン）などの使用も、危険防止のためしないこと。
- (5) 交差点は必ず横断歩道を通ること。
- (6) 通学規定を遵守し、通学路をきちんと守ること。
- (7) 下大利駅から学校までの通学路は、下記矢印の順路を通行すること（地域の方に迷惑をかけないため）。
※西側出入口のみの利用とする（東側出入口は登下校ともに、危険防止のため厳禁とする）。
- (8) 下記斜線の民家内の通路は危険なので通行しないこと。
- (9) 店舗（コンビニエンスストア・銀行・飲食店等）駐車場や、マンション敷地内を横切って通行しないこと。
- (10) 車での送迎の際は、正門前・西門前等の道路では乗り降りしないこと。

